

第115号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新規就農者経営安定資金の項及び青年農業者初期経営安定資金の項を削り、同表青年農業者等早期経営安定資金の項中「法第4条第1項」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下この項において「法」という。）第4条第1項」に改め、「者で、認定就農計画」の次に「（同条第2項に規定する認定就農計画をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。